

○能登町地域維持型建設共同企業体運用基準

(趣旨)

第1条 この内規は、能登町（以下「町」という。）が発注する地域維持事業において、地域維持型契約方式の適用に当たり、地域維持型建設共同企業体を活用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域維持事業 地域における公共土木施設等の維持管理のために必要不可欠な災害応急・復旧工事、除雪、修繕、パトロールなどをいい、維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まないものとする。
- (2) 地域維持型契約方式 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第17条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）第2の2（1）③に規定された地域維持型契約方式をいう。
- (3) 地域維持型建設共同企業体 地域維持事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成させる共同企業体をいう。

(地域維持型建設共同企業体の活用)

第3条 地域維持型建設共同企業体を活用する場合には、能登町建設工事指名競争入札参加者等選定要綱（平成17年能登町告示第15号）別表第1の適正な運用を図るものとする。

(対象事業)

第4条 地域維持型建設共同企業体により施工することができる地域維持事業は、能登町指名審査委員会で審議し、承認を受けた地域維持事業とする。

- 2 地域維持型建設共同企業体以外の有資格者（能登町財務規則（平成17年能登町規則第33号）第100条の規定により準用する第86条第2項の規定により作成した請負業者有資格者名簿に登録された者をいう。以下同じ。）が、前項の規定により承認を受けた地域維持事業を確実かつ円滑に施工できると認められる場合は、対象地域維持事業に単体の有資格業者を参加させることができるものとする。

(運営形態)

第5条 地域維持型建設共同企業体の運営形態は、共同施工方式（全構成員があらかじめ定めた出資割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって地域維持事業を施工する方式をいい、以下「甲型」という。）又は分担施工方式（各構成員間で受注した地域維持事業をあらかじめ工区等に分割し、各構成員はそれぞれの分担した工区等について責任をもって施工する方式をいい、以下「乙型」という。）とする。

（構成員の数）

第6条 地域維持型建設共同企業体の構成員の数は、2社から10社程度とする。

（構成員の要件及び組合せ等）

第7条 地域維持型建設共同企業体の構成員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- （1）町内に主たる営業所を有する有資格者であること。
- （2）町が発注しようとする地域維持事業に係る業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- （3）町が発注しようとする地域維持事業に係る業種の全部又は一部について、元請として施工した実績を有すること。

2 甲型の地域維持型建設共同企業体の構成員は、地域維持事業を工事請負契約により施工する場合においては、次に掲げる要件により技術者を設置しなければならない。

- （1）下請契約の額が五千万円未満又は下請契約を締結しない場合は、全ての構成員は発注工事に対応する建設業法第3条第2号に規定する許可業種（以下「許可業種」という。）に係る国家資格を有する主任技術者（以下「主任技術者」という。）を工事現場毎に設置しなければならない。なお、請負金額四千五百万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。

- （2）下請契約の額が五千万円以上となる場合は、建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けた構成員（以下「特定建設業者」という。）一社以上が当該許可業種に係る監理技術者（その他の構成員は主任技術者）を設置しなければならない。また、請負金額が四千五百万円以上となる場合は設置された監理技術者は専任でなければならない

（特例監理技術者を設置する場合（専任の監理技術者補佐を設置し、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合のことをいう。以下同じ。）はこの限りでない。）。ただし、請負金額が四千五百万円以上であっても、「土木一式工事」の有資格者である構成員（代表者でなくても可）が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で設置する場合（特例監理技術者を設置する場合を含む。）は、他の構成員の設置する技術者の専任を求めないものとする。

3 乙型の地域維持型建設共同企業体の構成員は、地域維持事業を工事請負契約により施工する場合においては、次に掲げる要件により技術者を設置しなければならない。

- (1) 分担工事に係る下請契約の額が五千万円未満又は下請契約を締結しない場合は、当該分担工事を施工する構成員は、許可業種に係る主任技術者を当該工事現場に設置しなければならない。なお、分担工事に係る請負金額が四千五百万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。
- (2) 分担工事に係る下請契約の額が五千万円以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、当該許可業種に係る監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が四千五百万円以上となる場合は設置された監理技術者は専任でなければならない（特例監理技術者を設置する場合はこの限りでない。）。

(代表者)

第8条 地域維持型建設共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、次に掲げる要件に該当する者で構成員の協議において決定された者とする。

- (1) 構成員のうち「土木一式工事」の有資格者で施工能力の大きい者であること。
- (2) 町内に本社又は本店が10年以上所在する者であること。

(出資割合等)

第9条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大でなければならない。

- 2 甲型の場合は、全ての構成員の出資割合が均等割の10分の6以上でなければならない。
- 3 乙型の場合は、分担施工額のない者を構成員としてはならないものとする。

(入札参加資格審査申請)

第10条 地域維持型建設共同企業体は、次に掲げる書類を町長に提出し、町長はこれを受理したときは資格審査のうえ、請負業者有資格者名簿に登録する。

- (1) 能登町地域維持型建設共同企業体入札参加登録申請書（様式第1号）
- (2) 地域維持型建設共同企業体協定書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 1の建設業者が前項に規定する入札参加資格審査申請を行うことができる地域維持型建設共同企業体の数は、1とするものとする。

3 既に地域維持型建設共同企業体として登録された者が、登録業種を変更しようとするときは、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 能登町地域維持型建設共同企業体入札参加業種変更申請書（様式第2号）
- (2) その他町長が必要と認める書類

(協定書)

第11条 前条第1項第2号に規定する地域維持型建設共同企業体協定書は、運営形態ごと

に甲型の場合は様式第3号、乙型の場合は様式4号に準じて作成しなければならない。

(有効期限)

第12条 地域維持型建設共同企業体の登録の有効期限は、各構成員が登録されている建設工事競争入札参加資格の有効期間の終期までとする。

(解散届)

第13条 地域維持型建設共同企業体が解散し、解散届(様式第5号)を提出した場合は、請負業者有資格者名簿から抹消するものとする。ただし、地域維持事業の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

(編成表の提出)

第14条 地域維持型建設共同企業体は、運営委員会の委員名、組織及び人員配置等を記載した地域維持型共同企業体編成表を様式第6号に準じて作成し、契約締結時に町長に提出しなければならない。

(出資の割合等に関する協定書の提出)

第15条 地域維持型建設共同企業体は、甲型の場合には、地域維持型建設共同企業体の出資割合に関する協定書を様式第7号に準じて作成し、その写しを契約締結時に町長に提出しなければならない。

2 地域維持型建設共同企業体は、乙型の場合には、地域維持型建設共同企業体の分担施工額に関する協定書を様式第8号に準じて作成し、その写しを契約締結時に事業執行者に提出しなければならない。

(委任)

第16条 この内規の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、令和6年2月14日から施行する。